

国保

国民健康保険ガイド わたしたちの

国民健康保険は、市と埼玉県が共同で運営する医療保険制度で、保険証の発行や保険税の徴収などの窓口事務は市が行っています。

★保険課 ☎25-1116

国民健康保険限度額 適用認定証の更新を お忘れなく

現 在交付されている「国民健康保険限度額適用認定証（又は限度額適用・標準負担額減額認定証）」の有効期限は、7月31日(水)です。
8月以降も引き続き入院治療や高額な外来診療を受ける場合は、更新の手続きをしてください。

● **更新期間** 7月23日(火)～8月30日(金)

● **受付場所** 保険課（市役所1階）、支所市民福祉課（アスパアこども内）

● **用意** 国保の保険証、印鑑（朱肉を必要とするもの）、マイナンバーのわかるもの
※国民健康保険税に滞納がある場合、認定証の交付を受けられませんが、滞りなく納付してください。
※転入や未申告等で所得が不明な場合、上位所得者の区分となります。

限度額適用認定証とは

国民健康保険の加入者が一

か月に一つの医療機関で高額な治療を受ける場合に提示すると、支払いが自己負担限度額までになるものです。ただし、差額ベッド代などの保険が適用されないものや入院中の食事は、別に支払いが必要です。

申請は、今回の更新期間を過ぎても随時受け付けますが、認定証は、申請した月の初日から有効です。月を遡って発行できませんのでご注意ください。

70歳から74歳までの方はご注意ください。

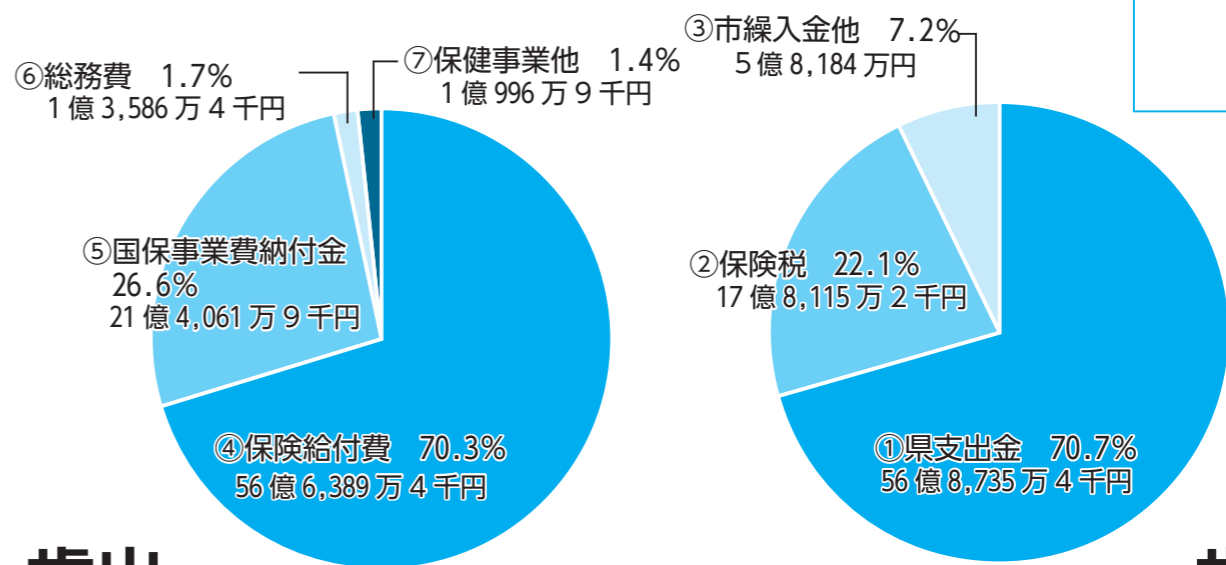
次の①②のどちらかに該当する方は、医療機関で限度額までの支払いとするため、認定証の更新又は申請が必要です。
①住民税非課税世帯の方
②住民税課税世帯で課税所得が145万円以上690万円未満の方
円未満の方

※①②のどちらにも該当しない方は、お手元の「高齢受給者証」が認定証の代わりになるため、申請は不要です。
※認定証を医療機関に提示しない場合、自己負担額を超えた支払い分は、後から高額療養費の支給対象になります。

令和元年度当初予算 のお知らせ

令和元年度本庄市国民健康保険特別会計当初予算額

80億5,034万6千円



高齢受給者証を 送付します

国 民健康保険に加入している70歳から74歳までの方に、「高齢受給者証」を交付しています。受給者証には医療費の自己負担割合が記載されているため、医療機関を受診する際には保険証と併せて提示が必要です。

現在交付されている受給者証は7月31日で有効期限が切れるため、対象者には7月下旬に新しい受給者証を郵送します。

これから70歳になる方は、70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の方はその月）から受給者証を使用できるため、誕生日の月末（1日が誕生日の人は前月末）に発送します。

ジェネリック医薬品 を使ってみませんか

薬 代金の負担額を軽減できるジェネリック医薬品をご存じですか。少しでも医療費を減らすことで国保財政の悪化を防ぎ、それに伴う保険税の上昇を抑える効果があります。

ジェネリック医薬品とは

最初に作られた薬（先発医薬品）の特許期間が満了した後に、厚生労働省の認可のもとで製造・発売されている薬のことです。ずっと使われてきた新薬と同等の有効成分で作られ、同等の効果があると認められています。開発費が抑えられるため、低価格で提供することができます。

国民健康保険特別会計

市 の予算には、一般会計のほかに特別会計があります。特別会計は、特定の収入により特定の支出に充てるため、一般会計と区別して経理する必要がある場合に設けられるもので、国民健康保険の事業は、特別会計により運営しています。

用語解説

- 歳入**
- ① 県支出金 県から支出される交付金
 - ② 保険税 納めていただく保険税
 - ③ 市繰入金他 一般会計からの繰入金など
- 歳出**
- ④ 保険給付費 本庄市国保が医療機関等に支払う医療費
 - ⑤ 国保事業費納付金 国保の安定的な財政運営のために県に納付するもの
 - ⑥ 総務費 国保事務に従事する職員の給与、事務費など
 - ⑦ 保健事業他 特定健診、健康づくり事業に関する費用など

ジェネリック医薬品に変更するには

まずはお医者さんや薬剤師さんに聞いてみましょう。「私もジェネリック医薬品を使えますか?」と相談してみることが、窓口で支払う薬代が安くできるかもしれません。

こんな方には特におすすめ

高血圧症や糖尿病といった慢性的な病気で長期にわたって薬を服用している方は、薬代を減らす効果が特に大きくなります。
※すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。
※もともと低価格な薬など、先発医薬品との価格差がそれほどない場合があります。

